

広島県告示第八百十四号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第四十七号）第五条第二項の規定によって、広島県立びんご運動公園の管理を行う指定管理者から、次のとおり変更の届出があった。

令和八年七月二十一日

広島県知事 横 田 美 香

一 指定管理者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地

1 名称及び代表者の氏名

株式会社びんごスポーツパークマネジメント

代表者 代表取締役 下谷 彰誉

2 主たる事務所の所在地

広島市中区袋町四番三一号

二 変更事項及び内容

1 変更事項

代表者氏名

2 変更内容

変	更	後	変	更	前
代表者	代表取締役	下谷 彰誉	代表者	代表取締役	阿河 尚也

三 変更年月日

令和八年六月二十六日